

業 庫 第 5 0 号 (例)
2 0 2 6 年 9 月 1 6 日

歳入（復）代理店引受金融機関本部
歳 入 （ 復 ） 代 理 店

御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」の一部改正に関する件

「国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令」（令和8年財務省令第59号）の施行等により、国税収納金整理資金にかかる納付書の書式が改正されること等に伴い、標題規程（2018年3月19日付業庫第33号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、2026年9月24日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正の実施日以後も当分の間は、改正前の書式による納付書により納付があった場合でも、そのまま受入れて頂いて差し支えありません（納付書の様式変更は段階的に行われる予定となっておりますので、本改正の実施日以後に改正前の納付書（日銀OCR分）の書式を確認されたい場合には、別添をご参照ください。）。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
由比、三浦（03-3277-1033）

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

○ II. 1. (1) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 受入れできる書類

歳入代理店等の窓口において受入れできる書類は、次表のとおり。

＜受入れできる書類^(注)＞ () 内は参考書式の番号

	書 類 の 名 称			
	歳 入 金		国 税 収 納 金 整 理 資 金	
通 常 分	納入告知書	(1)	納税告知書	(5)
	納 付 書	(2)、(9)	納 付 書	(6)、 (9)
	現金払込書	(3)	納入告知書	(7)
	送 付 書	(4)	国税収納金整理 資金現金払込書	(8)
日 銀 O C R 分	略（不変）			

(注) 略（不変）

○ II. 3. (2) ロ. (イ) から同 (ハ) までを横線のとおり改める。

(イ) 納付者の住所または氏名が訂正^(注1)されているときは、「整理番号」欄、「識別番号」欄（特許特別会計）または、「労働保険番号」欄（労働保険番号の右側に記載のCD欄の数字を含む。）または「お問い合わせ番号」欄もしくは「お問い合わせ番号又は法人番号」欄（国税収納金整理資金の一部）の記載を横線で抹消する。

(ロ) 税務署名が訂正^(注1)されているときは、「税務署番号」欄および「お

問い合わせ番号」欄（「お問い合わせ番号又は法人番号」欄および「整理番号」欄^(注2)を含む。）の記載を横線で抹消する。

(ハ) 源泉所得税分の「摘要」欄に記載事項がある場合で、「日銀使用欄」があるとき^(注2)は、「日銀使用欄」に○印を付す。

(注1) 追記を含む。

(注2) 税務署、国税局または沖縄国税事務所を取扱庁とする国税収納金整理資金の日銀OCR分の納付書について、法令の経過措置により、「整理番号」欄や「日銀使用欄」の印字がある納付書が使用されることがある（記載例6参照）。

○ II. 3. (3) ロ. (イ) から同 (ハ) までを横線のとおり改める。

(イ) 納付者の住所または氏名が訂正^(注1)されているときは、「整理番号」欄、「識別番号」欄（特許特別会計）または、「労働保険番号」欄（労働保険番号の右側に記載のCD欄の数字を含む。）または「お問い合わせ番号」欄もしくは「お問い合わせ番号又は法人番号」欄（国税収納金整理資金の一部）の記載を横線で抹消する。

(ロ) 税務署名が訂正^(注1)されているときは、「税務署番号」欄および「お問い合わせ番号」欄（「お問い合わせ番号又は法人番号」欄および「整理番号」欄^(注2)を含む。）の記載を横線で抹消する。

(ハ) 源泉所得税分の「摘要」欄に記載事項がある場合で、「日銀使用欄」があるとき^(注2)は、「日銀使用欄」に○印を付す。

(注1) 追記を含む。

(注2) 税務署、国税局または沖縄国税事務所を取扱庁とする国税収納金整理資金の日銀OCR分の納付書について、法令の経過措置により、「整理番号」欄や「日銀使用欄」の印字がある納付書が使用されることがある（記載例6参照）。

○ III. 2. (1) イ. (ホ) a. から同 c. までを横線のとおり改める。

- a. 納付者の住所または氏名が訂正^(注1)されているときは、「整理番号」欄、「識別番号」欄（特許特別会計）または「労働保険番号」欄（労働保険番号の右側に記載のCD欄の数字を含む。）または「お問い合わせ番号」欄もしくは「お問い合わせ番号又は法人番号」欄（国税収納金整理資金の一部）の記載が横線で抹消されている。
- b. 税務署名が訂正^(注1)されているときは、「税務署番号」欄および「お問い合わせ番号」欄（「お問い合わせ番号又は法人番号」欄および「整理番号」欄^(注2)を含む。）の記載が横線で抹消されている。
- c. 源泉所得税分の「摘要」欄に記載事項がある場合で、「日銀使用欄」があるとき^(注2)は、「日銀使用欄」に○印が付されている。
- （注1）追記を含む。
- （注2）税務署、国税局または沖縄国税事務所を取扱庁とする国税収納金整理資金の日銀OCR分の納付書について、法令の経過措置により、「整理番号」欄や「日銀使用欄」の印字がある納付書が使用されることがある（記載例6参照）。

- **付録 I** 記載例2 ＜通常分の受入書類の代表例＞および＜日銀OCR分の受入書類の代表例＞を次のとおり改める（全面改正）。

＜通常分の受入書類の代表例＞

＜日銀OCR分の受入書類の代表例＞

- () 内は参考書式の番号

＜国税収納金整理資金の例＞

[illegible]

- 付録 I 記載例 6 を横線のとおり改める。

記載例 6 窓口収納分（日銀 O C R 分）の領収済通知書に訂正等がある場合の記入（源泉所得税の例）

税務署名が訂正（追記を含む。）されている場合ときは、「税務署番号」欄—および「お問い合わせ番号」欄（「お問い合わせ番号又は法人番号」欄および「整理番号」欄を含む。）の記載を横線で抹消する。

納付者の住所または氏名が訂正（追記を含む。）されている場合ときは、「お問い合わせ番号」欄（「お問い合わせ番号又は法人番号」欄および「整理番号」欄を含む。）の記載を横線で抹消する。

源泉所得税分の「摘要」欄に記載がある場合で、「日銀使用欄」があるときは、「日銀使用欄」に○印を付す。

※上に掲げる納付書は、参考書式に掲載されている様式とは異なるが、法令の経過措置により使用されることがある。

- 付録 I 記載例 8 （（留意事項）を除く。）を次のとおり改める（全面改正）。

記載例 8 集計表の作成

4、5月受入分以外は記入しない。
なお、4、5月受入分の書類の新旧年度区分については、別表6参照。

「会計等番号」は、一般会計の場合は主管番号、特別会計の場合は会計番号を記入する。これらの番号および「取扱庁番号」については、受入書類または日本銀行ホームページに掲載されている「歳入金等取扱庁一覧」および「主管庁および会計等番号表」により記入する（税関支署、出張所の「取扱庁番号」については、本署の番号を記入する。）。
なお、集計表作成に当たっての会計等および官庁の区分に関する留意事項については、（留意事項）2.、3.へ。

(書式第1号)

第3片 ----- 集 計 表 (日本銀行へ)

第2片 ----- 集 計 表 (官 庁 へ)

第1片 ----- 集 計 表 (日本銀行へ)

紙票コード 33001

年 度

会計等番号 1016

取扱庁番号 32286

あて先 船橋 税 務 署

国税 収納金整理資金

百万 千 百 十 円 1850060

26

(統轄店) 日本銀行 本店

(記入文字例) 1234567890

記入文字例にならって枠内に間違いをお書き下さい

銀 行
日 銀 蔵 行
入 代 理 店
支 店

記入を省略してもよい。

OCR処理店名の表示がある用紙（日本銀行から交付を受けたもの）を使用する。

取りまとめ単位ごとの領収控の枚数・金額と、歳入金等受入報告表の「振替納付分」欄の枚数・金額の集計値を記入する。なお、金額冒頭には「¥」を記入しない。

(上掲の記載例の場合)

領収控	5枚	650,000円
歳入金等受入報告表 (「振替納付分」欄)	21枚	1,200,060円

歳入代理店等においては領収印を、払込店においては領収印または集計表集中作成店印（日付は歳入代理店等における受入日）を、各片に押す。

税務署があて先官庁となる場合には、税務署名に加えて、業務センター名を示す適宜の文言を記入してもよい。

- 付録Ⅰ 記載例 9 を次のとおり改める（全面改正）。

記載例 9 封筒へのあて先の記載例

The diagram shows a rectangular envelope with a red border. Inside, there is a red-outlined box for the address, containing the text: 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇局 〇〇課
Below this box, the text 御 中 is centered. To the right of the address box is a vertical column of seven small square boxes, each containing a circle. Below the address box is a red-outlined box containing the text 領収済通知書在中. Below this box is a red-outlined box containing the text ゴム印等で表示する。 To the right of the envelope is a large dashed box containing text about the receipt notice and a note.

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇局 〇〇課
御 中

領収済通知書在中

ゴム印等で表示する。

領収済通知書に記載のあて先または「歳入金等取扱庁一覧」（日本銀行ホームページ掲載）により記入する（部課名が分かるものは、部課名まで記入する。）^{（注）}。
（注）税務署をあて先官庁とする領収済通知書を業務センターの所在地に送付する場合で、あて名を業務センター名としたときは、税務署名・部課名の記入を省略してもよい。
また、同一の業務センターの所在地に送付する複数の税務署あての領収済通知書は、1 通の封筒に取りまとめて送付してもよい。

- 付録Ⅱ 目次（受入れできる主な書類）1. を次のとおり改める（全面改正）。

1. 通常分

書類名称		参考書式 番 号	使 用 区 分	ページ
歳 入 金 用	納入告知書	1	歳入徴収官、分任歳入徴収官が納付者あてに発行するもの。	
	納 付 書 ^(注)	2 (1)～(14)	① 納付者が官庁からの通知によらず、自ら作成するもの。 ② 歳入徴収官、分任歳入徴収官が再製発行するもの（紛失した納入告知書の再製分）。	
	納入告知書・納付書	2 (15)、(16)	場合により納入告知書または納付書として使い分けられるもの。	
	現金払込書	3	収入官吏が納付者から受入れた歳入金を納付するため、自ら作成するもの。	
	送 付 書	4 (1)～(4)	① 市町村が納付者から受入れた歳入金を納付するため、自ら作成するもの。 ② 日本年金機構が納付者から受入れた歳入金を納付するため、自ら作成するもの。	
国 税 収 納 金 整 理 資 金 用	納税告知書	5 (1)～(4)	国税収納命令官、分任国税収納命令官が納付者あてに発行するもの。	
	納 付 書	6 (1)～(7)	① 納付者が税務署からの通知によらず、自ら作成するもの。 ② 国税収納命令官、分任国税収納命令官が再製発行するもの（紛失した納税告知書の再製分）。	
	納入告知書	7	国税収納命令官、分任国税収納命令官が滞納処分費請求のため、納付者あてに発行するもの。	
	国税収納金整理資金現金払込書	8	国税収納官吏が納付者から受入れた国税収納金整理資金を納付するため、自ら作成するもの。	
官 庁 O C R 分	納 付 書	9 (1)～(4)	次のもののうち、官庁においてOCR処理する場合に作成されるもの。 ① 納付者が官庁からの通知によらず、自ら作成するもの。 ② 歳入徴収官または分任歳入徴収官が再製発行するもの（紛失した納入告知書の再製分）。	
	納入告知書 ・納付書	9 (5)、(6)	③ 歳入徴収官、分任歳入徴収官が納付者あてに発行するもの。	

(注) 納入告知書（参考書式第1号）と、名称以外の記載内容が同じ納付書については、掲載を省略している。

- 付録Ⅱ 参考書式第 9 号(3)および同第 9 号(4)を次のとおり改める（全面改正）。

参考書式第 9 号(3) 削除

参考書式第 9 号(4) 削除

- 付録Ⅱ 参考書式第 14 号(1)から同第 14 号(12)までを次のとおり改める（全面改正）。

参考書式第14号(1) [電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係]
[事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)]

(第 1 片)

[illegible]

(第2片)

国 税 徴 収 金 庫 資 金		領 控	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号		収 入 票 号	
収 入 票 号			

(第3片)

国税庁 納税資金		領 収 書	
納 税 番 号		納 税 場 所 名	
納 税 場 所 番 号		お問い合わせ先電話番号又は法人番号	
納 税 場 所 番 号		納 税 場 所 番 号	

税 目		税	
信 託 の 称		証券受領	
信 託 の 称		証券 ()	
(印)		(印)	
(年)		(年)	

住 所 (所在地)		電話番号	
氏 名 (法人名)		代表者 (印)	
フリガナ		(印)	
(年)		(年)	

本 税		(納税時の区分)	
重加算税		(白)	
加 算 税		(白)	
利 子 税		(白)	
延 滞 税		(白)	
合 計 額		(白)	

合計額		〇合計額の金額欄には必ず「¥」字を記載してください。	
内 税		外 税	

生記の合計額を換収しました。		(領収年月日及び領収者名)	
(領収年月日及び領収者名)		(領収年月日及び領収者名)	

参考書式第14号(2)

[illegible]

参考書式第14号(3)〔電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その3)〕

国税 収納金 資金		配 領 収 控	
種類コード	口座番号	納税者使用欄	税務署使用欄
種類コード	口座番号	納税者使用欄	税務署使用欄
所在地	電話番号	本 税	延滞税
名 称	フリガナ	合計	
国庫金	金融機関等控		

証券受領

内 証券受領 証券番号 税 出 入 (領収年月日及び領収者名)

左記の合計額を領収しました。

国税 収納金 資金 【納付書】		配 領 収 控 領収済通知書	
種類コード	口座番号	納税者使用欄	税務署使用欄
種類コード	口座番号	納税者使用欄	税務署使用欄
支払確定 年月日	支払うべき 金 額	元号 年 月 日	元号 年 月 日
配当等の種類	区分	支払額	納 税 額
非課税適用分及び上乗率式等の配当等の支払の取扱いへの支払分			
総合課税等適用分(合計)			
うち 内国法人に対する支払分			
支払未済金額			
所在地	電話番号	本 税	延滞税
名 称	フリガナ	合計	
国庫金	二重コード		

納期等の区分

元号 年 月

支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領

内 証券受領 証券番号 税 出 入 (領収年月日及び領収者名)

左記の合計額を領収しました。

○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。あて先

○ この用紙は直接書式で処理しますので汚し折り曲げたりしないでください。

国税 収納金 資金		配 領 収 控 領収証書	
種類コード	口座番号	納税者使用欄	税務署使用欄
種類コード	口座番号	納税者使用欄	税務署使用欄
支払確定 年月日	支払うべき 金 額	元号 年 月 日	元号 年 月 日
配当等の種類	区分	支払額	納 税 額
非課税適用分及び上乗率式等の配当等の支払の取扱いへの支払分			
総合課税等適用分(合計)			
うち 内国法人に対する支払分			
支払未済金額			
所在地	電話番号	本 税	延滞税
名 称	フリガナ	合計	
国庫金	納税者控		

納期等の区分

元号 年 月

支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領

内 証券受領 証券番号 税 出 入 (領収年月日及び領収者名)

左記の合計額を領収しました。

○ 日本銀行(本店・支店・代理店・輸入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかお確かめください。

参考書式第14号(4)〔電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係〕
〔事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その4)〕

(第 1 片)

[illegible]

(第2片)

国 税 票 紙	国納金 受取 金	領 収 控	
紙票コード	印番号	納税額 税額	納税額 税額
国庫金 金庫金		証券受領	
生 所 (所在地)	電話番号	延滞税	領収年月日及び領収者名
氏 名 (名称)	フリガナ	合計額	左記の合計額を領収しました。

(第3片)

国税金 領収証		給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(寄)		② 領収証書	
収納金 領収書		納税者氏名		納税番号	
納付コード		納税額		納税月日	
区分	支分年	月	日	金額	備考
俸給・給料等					
賞与（役職料も除く）					
日雇労働者の賃金					
退職手当等					
取締役上等の報酬					
役員賞与					
同上の支払 確定年月日					
国庫金 【納税者控】 住所（所在地） 〒 氏名（名称） フリガナ 概要		電話番号			
年末調整による不足税額 ▲		年末調整による超過税額 ▼			
		本税			
延滞税					
合計					

○日本銀行（本店・支店・代理店・蔵入代理店〔郵便局を含む〕）又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかご確認ください。

納期等の区分

元号 年 月

支分源泉所得税及び復興特別所得税

[illegible]

参考書式第14号(6)〔電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係〕
〔事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その6)〕

[illegible]

参考書式第14号(7) [電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係
事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その7)]

国税徴収資金

領収控

納税者情報

住所

氏名

フリガナ

電話番号

本税

延滞税

合計

証券受領

内証受領

証券番号

領収年月日及び領収者名

左記の合計額を領収しました。

【納付書】

領収済通知書

納税者情報

住所

氏名

フリガナ

電話番号

本税

延滞税

合計

証券受領

内証受領

証券番号

領収年月日及び領収者名

左記の合計額を領収しました。

領収証書

納税者情報

住所

氏名

フリガナ

電話番号

本税

延滞税

合計

証券受領

内証受領

証券番号

領収年月日及び領収者名

左記の合計額を領収しました。

参考書式第14号(8) [電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係
事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式 (その8)]

国税徴収金

領収控

納税者情報

納税額

証券受領

納税者住所

納税者氏名

フリガナ

本税

延滞税

合計

納税年月日及び徴収者名

【納付書】

定期預金の給付補てん金等の所得税徴収通知書

領収済通知書

納税者情報

納税額

証券受領

納税者住所

納税者氏名

フリガナ

本税

延滞税

合計

納税年月日及び徴収者名

【納税者控】

領収証書

納税者情報

納税額

証券受領

納税者住所

納税者氏名

フリガナ

本税

延滞税

合計

納税年月日及び徴収者名

参考書式第14号(9)〔電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係
事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その9)〕

[illegible]

参考書式第14号(10)〔電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係〕
事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その10)

国税徴収資金		領収控	
納税コード	区	納税番号	税務署
所在地		電話番号	
名称	フリガナ	本税	延滞税
		合計額	
国庫金		証券受領	
		内証番号	
		証券番号	
		領収年月日及び領収者名	
		左記の合計額を領収しました。	

国税徴収資金【納付書】		領収済通知書	
納税コード	区	納税番号	税務署
新規発行の割引債			
繰上償還等による還付税額			
非課税法人等に対する還付税額			
租税条約等実施特例法による還付税額 (外国居住者等所得相互免除法による還付税額を含む。)			
所在地	電話番号	本税	延滞税
名称	フリガナ	合計額	
摘要		○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。 あて先	
		○ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。	
国庫金		証券受領	
		内証番号	
		証券番号	
		領収年月日及び領収者名	
		左記の合計額を領収しました。	

国税徴収資金		領収証書	
納税コード	区	納税番号	税務署
新規発行の割引債			
繰上償還等による還付税額			
非課税法人等に対する還付税額			
租税条約等実施特例法による還付税額 (外国居住者等所得相互免除法による還付税額を含む。)			
所在地	電話番号	本税	延滞税
名称	フリガナ	合計額	
摘要		○ 日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているか確かめください。	
国庫金		証券受領	
		内証番号	
		証券番号	
		領収年月日及び領収者名	
		左記の合計額を領収しました。	

参考書式第14号(11) [電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係
事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その11)]

[illegible]

参考書式第14号(12)〔電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係〕
〔事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その12)〕

国税徴収金		領収控	
納税者コード	納税者番号	納税者名	納税者番号
所在地		お問い合せ先	
名称		税務署	
フリガナ		税務署	
備考		備考	
国庫金(金融機関等控)		本税	
延滞税		合計	
円		円	
証券受領		内証受領	
証券番号		証券番号	
領収年月日及び領収者名		領収年月日及び領収者名	
左記の合計額を徴収しました。		左記の合計額を徴収しました。	

国税徴収金【納付書】		領収済通知書	
納税者コード	納税者番号	納税者名	納税者番号
制引債の償還金(合計)		お問い合せ先	
うち内国法人に対する支払分		税務署	
制引債の償還金の支払の取扱者への支払分		税務署	
所在地		お問い合せ先	
名称		税務署	
フリガナ		税務署	
備考		備考	
国庫金		本税	
延滞税		合計	
円		円	
証券受領		内証受領	
証券番号		証券番号	
領収年月日及び領収者名		領収年月日及び領収者名	
左記の合計額を徴収しました。		左記の合計額を徴収しました。	

○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。
あて先

○ この用紙は医療機関で処理しますので汚したり折り返したりしないでください。

国税徴収金		領収証書	
納税者コード	納税者番号	納税者名	納税者番号
制引債の償還金(合計)		お問い合せ先	
うち内国法人に対する支払分		税務署	
制引債の償還金の支払の取扱者への支払分		税務署	
所在地		お問い合せ先	
名称		税務署	
フリガナ		税務署	
備考		備考	
国庫金(納税者控)		本税	
延滞税		合計	
円		円	
証券受領		内証受領	
証券番号		証券番号	
領収年月日及び領収者名		領収年月日及び領収者名	
左記の合計額を徴収しました。		左記の合計額を徴収しました。	

○ 日本銀行(本店・支店・代理店・農入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかご確認ください。

2026年9月16日付業庫第50号による改正前の国税にかかる納付書（日銀OCR分）^{（注）}の書式一覧

根拠法令	主要な用途	「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」上の書式番号
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）	申告税 （一般用）	参考書式第14号（1）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その2）	源泉所得税 （利子等）	参考書式第14号（2）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その3）	源泉所得税 （配当等）	参考書式第14号（3）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その4）	源泉所得税 （給与・一般）	参考書式第14号（4）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その5）	源泉所得税 （給与・納期特例分）	参考書式第14号（5）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その6）	源泉所得税 （非居住者）	参考書式第14号（6）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その7）	源泉所得税 （報酬・料金）	参考書式第14号（7）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その8）	源泉所得税 （定期積金）	参考書式第14号（8）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その9）	源泉所得税 （上場株式）	参考書式第14号（9）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その10）	源泉所得税 （償還差益）	参考書式第14号（10）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その11）	申告税 （コンビニ兼用）	参考書式第14号（11）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その12）	源泉所得税 （割引債）	参考書式第14号（12）

（注）税関の国税収納命令官等にかかるものを除く。

(第1片)

(第2片)

[illegible]

(第3片)

国税 収納金 資金		領 収 証 書													
国庫金	年度	税目番号	税務署名	税務番号	整理番号										
			税務署												
住所(所在地)	氏名(法人名)	本税	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										(納期等の区分)	(自) 年 月 日	
		重加算税												(至) 年 月 日	
		加算税													
		利子税													
延滞税	合計額											証券受領	左記の合計額を徴収しました。 (領収日付等)		
住所(所在地)		(電話番号 - -)												内 証 券 円	
氏名(法人名)		様(御中)													

備考

- 1 国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第1号書式備考1から3までは、この書式について準用する。
- 2 納税者の住所(所在地)及び氏名(法人名)、年度、税目番号、税務署名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。
- 3 窓付き封筒を用いる場合には、納税者の住所(所在地)及び氏名(法人名)欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。
- 4 国税通則法(昭和37年法律第66号)第41条第1項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法(昭和34年法律第147号)に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の住所(所在地)及び氏名(法人名)欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所(所在地)及び氏名(法人名)を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の住所(所在地)及び氏名(法人名)を付記するものとする。
- 5 自動車重量税に係る納付書にあっては、各片中「住所(所在地)」とあるのは、「納税者が自動車重量税法(昭和46年法律第89号)第6条第2項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所等」とする。
- 6 登録免許税に係る納付書にあっては、各片中「住所(所在地)」とあるのは、「納税者が登録免許税法(昭和42年法律第35号)第8条第2項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第3片中「領収証書」とあるのを「領収証書(照合用)」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。
- 7 国税通則法第34条の5第1項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、税目番号の記載を省略することができる。
- 8 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の調整を加えることができる。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その2）

（第1片）

国税 徴収金 資金 (納付書)		利子等の 所得税徴収高計書 (利) 領収済通知書		(記入例) 1234567890									
区 分		税 務 署 名		年 月 日									
利子等の種類 非課税等 課税等	非課税等適用分(合計)	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万											
	うち障害者等特別非課税等適用分												
	うち財形住宅・財形年金貯蓄非課税適用分												
	その他												
課税等	分離課税等適用分(合計)	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万											
	うち内国法人に対する支払分												
	その他												
	その他												
住所(所在地)		(電話番号)		法175条等の控除額									
徴収義務者 氏名(名称)		様(御中)		本 税									
国庫金				延 滞 税									
摘要				合計額									
				② 合計額の金額は必ず「円」を符号の後に記載してください。 助て先									
				③ この戻金は直接徴収しますので戻し分が振り込まれない場合があります。									
				(領収日付等)									
				左記の合計額を徴収しました。									

（第2片）

国税 徴収金 資金		(利) 領 収 控		年 月 日									
区 分		税 務 署 名		年 月 日									
利子等の種類 非課税等 課税等	非課税等適用分(合計)	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万											
	うち障害者等特別非課税等適用分												
	うち財形住宅・財形年金貯蓄非課税適用分												
	その他												
課税等	分離課税等適用分(合計)	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万											
	うち内国法人に対する支払分												
	その他												
	その他												
住所(所在地)		(電話番号)		内									
徴収義務者 氏名(名称)		様(御中)		本 税									
国庫金				延 滞 税									
摘要				合計額									
				(領収日付等)									
				左記の合計額を徴収しました。									

（第3片）

国税 徴収金 資金		利子等の 所得税徴収高計書 (利) 領収証書		年 月 日									
区 分		税 務 署 名		年 月 日									
利子等の種類 非課税等 課税等	非課税等適用分(合計)	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万											
	うち障害者等特別非課税等適用分												
	うち財形住宅・財形年金貯蓄非課税適用分												
	その他												
課税等	分離課税等適用分(合計)	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万											
	うち内国法人に対する支払分												
	その他												
	その他												
住所(所在地)		(電話番号)		法174条等の控除額									
徴収義務者 氏名(名称)		様(御中)		本 税									
国庫金				延 滞 税									
摘要				合計額									
				② 合計額の金額は必ず「円」を符号の後に記載してください。 助て先									
				③ この戻金は直接徴収しますので戻し分が振り込まれない場合があります。									
				(領収日付等)									
				左記の合計額を徴収しました。									

備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その4）

（第1片）

国税 徴収資金 (納付書)		給与所得・退職所得等の所得税等徴収計算書 (領収済通知書)		(記入例) ¥1234567890	
区 分	支 払 年 月 日	人 員	税 額	支 払 額	納 税 額
俸給・給料等 (01)					
賞与 (役員賞与を除く。) (02)					
日雇労働者の賃金 (03)					
退職手当等 (04)					
税理士等の報酬 (05)					
役員賞与 (06)					
以上の支払確定年月日					
国庫金 徴収義務者 氏名 住所 電話番号		年次調整による不足税額 (07) 年次調整による超過税額 (08) 本 税 延 滞 税 合計額		納税等の区分 年 月 支払分課税等 支払分課税等 支払分課税等	

※ 合計額の金額欄には必ず「円」を右の中に入力してください。
 ※ この用紙は正確に印刷し、必ずこの用紙を提出してください。

（第2片）

国税 徴収資金		領 収 控			
区 分	支 払 年 月 日	人 員	税 額	支 払 額	納 税 額
俸給・給料等					
賞与 (役員賞与を除く。)					
日雇労働者の賃金					
退職手当等					
税理士等の報酬					
役員賞与					
以上の支払確定年月日					
国庫金 徴収義務者 氏名 住所 電話番号		本 税 延 滞 税 合計額		納税等の区分 年 月 支払分課税等 支払分課税等 支払分課税等	

※ 合計額の金額欄には必ず「円」を右の中に入力してください。
 ※ この用紙は正確に印刷し、必ずこの用紙を提出してください。

（第3片）

国税 徴収資金		給与所得・退職所得等の所得税等徴収計算書 (領収証書)			
区 分	支 払 年 月 日	人 員	税 額	支 払 額	納 税 額
俸給・給料等					
賞与 (役員賞与を除く。)					
日雇労働者の賃金					
退職手当等					
税理士等の報酬					
役員賞与					
以上の支払確定年月日					
国庫金 徴収義務者 氏名 住所 電話番号		年次調整による不足税額 年次調整による超過税額 本 税 延 滞 税 合計額		納税等の区分 年 月 支払分課税等 支払分課税等 支払分課税等	

※ 合計額の金額欄には必ず「円」を右の中に入力してください。
 ※ この用紙は正確に印刷し、必ずこの用紙を提出してください。

備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1、2及び8は、この書式について準用する。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その5）

（第1片）

国税 徴収 資金 (納付書)		給与所得・退職所得等の 所得税等徴収資金還付		⑤ 領収済通知書		(記入例) ¥1234567890	
[納付コード]		税 務 署 名		税 務 署 番 号		支 払 金 額	
区分	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
俸給・給料等 (01)	~	~	~	~	~	~	~
賞与 (税務署を 除く。) (02)	~	~	~	~	~	~	~
日雇労働者の 賃金 (06)	~	~	~	~	~	~	~
退職手当等 (07)	~	~	~	~	~	~	~
税理士等の 報酬 (08)	~	~	~	~	~	~	~
役員賞与 (09)	~	~	~	~	~	~	~
同上の支払 確定年月日	~	~	~	~	~	~	~
住所 (所在地)	(電話番号)			年末調整による 不足税額 (04)	~	~	~
徴収義務者 氏名 (名称)	税 務 署 名			年末調整による 超過税額 (05)	~	~	~
納期特例分	税 務 署 番 号			本 税	~	~	~
	税 務 署 番 号			延 滞 税	~	~	~
	税 務 署 番 号			合 計 額	~	~	~
	税 務 署 番 号			② 合計額の金額欄には必ず「円」字を併記してください。 ③ この金額は印刷欄で処理しますので併記しを併記する必要はありません。			

納期等の区分
日 月 年
支払分限額が
支払分限額が
支払分限額が

証券受領
全 部
部 分

(領 収 日 付 等)

左記の合計額を徴収しました。

（第2片）

国税 徴収 資金		⑤ 領 収 控		支 払 金 額	
区分	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
俸給・給料等	~	~	~	~	~
賞与 (税務署を 除く。)	~	~	~	~	~
日雇労働者の 賃金	~	~	~	~	~
退職手当等	~	~	~	~	~
税理士等の 報酬	~	~	~	~	~
役員賞与	~	~	~	~	~
同上の支払 確定年月日	~	~	~	~	~
住所 (所在地)	(電話番号)			本 税	~
徴収義務者 氏名 (名称)	税 務 署 名			延 滞 税	~
納期特例分	税 務 署 番 号			合 計 額	~
	税 務 署 番 号			② 合計額の金額欄には必ず「円」字を併記してください。 ③ この金額は印刷欄で処理しますので併記しを併記する必要はありません。	

納期等の区分
日 月 年
支払分限額が
支払分限額が
支払分限額が

証券受領
全 部
部 分

(領 収 日 付 等)

左記の合計額を徴収しました。

（第3片）

国税 徴収 資金		給与所得・退職所得等の 所得税等徴収資金還付		⑤ 領 収 証 書		支 払 金 額	
区分	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
俸給・給料等	~	~	~	~	~	~	~
賞与 (税務署を 除く。)	~	~	~	~	~	~	~
日雇労働者の 賃金	~	~	~	~	~	~	~
退職手当等	~	~	~	~	~	~	~
税理士等の 報酬	~	~	~	~	~	~	~
役員賞与	~	~	~	~	~	~	~
同上の支払 確定年月日	~	~	~	~	~	~	~
住所 (所在地)	(電話番号)			年末調整による 不足税額	~	~	~
徴収義務者 氏名 (名称)	税 務 署 名			年末調整による 超過税額	~	~	~
納期特例分	税 務 署 番 号			本 税	~	~	~
	税 務 署 番 号			延 滞 税	~	~	~
	税 務 署 番 号			合 計 額	~	~	~
	税 務 署 番 号			② 合計額の金額欄には必ず「円」字を併記してください。 ③ この金額は印刷欄で処理しますので併記しを併記する必要はありません。			

納期等の区分
日 月 年
支払分限額が
支払分限額が
支払分限額が

証券受領
全 部
部 分

(領 収 日 付 等)

左記の合計額を徴収しました。

備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1、2及び8は、この書式について準用する。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

国税 国税庁 資金 (納付書) 推薦・料金等の所得控除計算書 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

区 分 大 人 員 天 弘 額 税 額

「区分」欄の各欄には、該当するコードをそれぞれ記載してください。

国庫金 徴収員番号 氏名 (姓 名 利) 住所 (所在地) (電話番号) 本 税 延 滞 税 合計額

① 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。

あて先

② この花紙は直送機械で処理しますので汚したり書き過ぎたりしないでください。

国税 取寄せ資金	領収控	
☐ 市県 ☐ 区	税 務 署 名 税務署	☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店
		☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店 ☐ 支店

納期等の区分

年	月

支払分攤累計所得額及び控除額の合計額

証券受領

年	月

丙

国庫金 住所(所在地) 氏名 (本姓) (電話番号 — —) 様 (御中)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">本 税</td><td style="width: 10%;">☐</td><td style="width: 10%;">☐</td><td style="width: 10%;">☐</td><td style="width: 10%;">☐</td><td style="width: 10%;">☐</td><td style="width: 10%;">☐</td><td style="width: 10%;">☐</td><td style="width: 10%;">☐</td><td style="width: 10%;">☐</td></tr> <tr><td>延 滞 税</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> <tr><td>合 計 額</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr> </table>	本 税	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	延 滞 税	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	合 計 額	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
本 税	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																						
延 滞 税	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																						
合 計 額	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																						

(備 記 付 等)

左記の合計額を額印しました。

国税 収納金 領収証 資金

納期・利息等の
 別記帳簿又は計算書(写)

領収証書

納期

納期
 氏名
 役職名

納期
 氏名
 役職名

区分	人				員				支				出				金				額			
	百	十	千	百	十	千	百	十	百	十	千	百	十	千	百	十	百	十	千	百	十	千	百	十
①区分・欄の 各欄には、 該当するコ ードをそれ ぞれ記載し てください。																								

住所
(所在地)

電話番号
(電話番号)

氏名
(名称)

備考
(備考)

本 額

延 滞 額

合計額

国庫金

納期等の区分
 年 月

支払分額
 支払分額
 支払分額

延滞分額
 延滞分額
 延滞分額

内 容

(領 収 日 付)

国庫金

納期等の区分
 年 月

支払分額
 支払分額
 支払分額

延滞分額
 延滞分額
 延滞分額

内 容

(領 収 日 付)

国庫金

納期等の区分
 年 月

支払分額
 支払分額
 支払分額

延滞分額
 延滞分額
 延滞分額

内 容

(領 収 日 付)

国庫金

納期等の区分
 年 月

支払分額
 支払分額
 支払分額

延滞分額
 延滞分額
 延滞分額

内 容

(領 収 日 付)

国庫金

納期等の区分
 年 月

支払分額
 支払分額
 支払分額

延滞分額
 延滞分額
 延滞分額

内 容

(領 収 日 付)

国庫金

納期等の区分
 年 月

支払分額
 支払分額
 支払分額

延滞分額
 延滞分額
 延滞分額

内 容

(領 収 日 付)

国庫金

納期等の区分
 年 月

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その9）
（第1片）

国税徴収資金（納付書）		領収済通知書		(記入例) 1234567890	
区	分	納付者	納付金額	納付期	納付場所
上場株式等の譲渡	納付税額				
	還付税額				
	租税条約に基づく免税分				
配当等	納付税額				
	還付税額				
	租税条約に基づく免税分				
所在地 (電話番号 - -)		本税		延滞税	
名称 (通称)		合計額		〇 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。	
摘要		金で支払		〇 この用紙は暗証番号で利用しますので忘れず必ずお持ちください。	
				左記の合計額を徴収しました。	

（第2片）

国税徴収資金		領収控		(記入例) 1234567890	
区	分	納付者	納付金額	納付期	納付場所
上場株式等の譲渡	納付税額				
	還付税額				
	租税条約に基づく免税分				
配当等	納付税額				
	還付税額				
	租税条約に基づく免税分				
所在地 (電話番号 - -)		本税		延滞税	
名称 (通称)		合計額		〇 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。	
摘要		金で支払		〇 この用紙は暗証番号で利用しますので忘れず必ずお持ちください。	
				左記の合計額を徴収しました。	

（第3片）

国税徴収資金		領収証書		(記入例) 1234567890	
区	分	納付者	納付金額	納付期	納付場所
上場株式等の譲渡	納付税額				
	還付税額				
	租税条約に基づく免税分				
配当等	納付税額				
	還付税額				
	租税条約に基づく免税分				
所在地 (電話番号 - -)		本税		延滞税	
名称 (通称)		合計額		〇 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。	
摘要		金で支払		〇 この用紙は暗証番号で利用しますので忘れず必ずお持ちください。	
				左記の合計額を徴収しました。	

備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1、2及び8は、この書式について準用する。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その10）

（第1片）

国税徴収資金（納付書）		徴収資金の 所得税徴収用計算書		⑧ 領収済通知書		(記入例) 1121345678910	
区分	納税区分	税務署	税務署	税務署	税務署	税務署	税務署
新設発行の割引債							
繰上償還等による還付税額							
非課税法人等に対する還付税額							
租税条約等実施等特例による還付税額							
所在地 (電話番号 - -)		本 税		延 滞 税		合計額	
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							
〒 (附申)							
国庫金							
徴収義務者 名 称							

国税通則法施行規則別紙第1号の2書式備考1から3までは、この書式について準用する。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。